

土地境界図等の証明及び道路台帳平面図等の写しの交付事務取扱要綱

(平成 17 年 3 月 28 日 区長決定)

(平成 18 年 5 月 1 日 一部改正)

(平成 19 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 22 年 4 月 1 日 一部改正)

(平成 31 年 4 月 1 日 一部改正)

(令和 2 年 4 月 1 日 一部改正)

(令和 3 年 4 月 1 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、土地境界図等の証明及び道路台帳平面図等の写しの交付事務を適正かつ効率的に執行するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地境界図 東京都板橋区土地境界確定・土地境界確認事務取扱要綱（平成 17 年 3 月 11 日東京都板橋区長決定）第 2 条に規定する土地境界図で、関係土地所有者が記名押印したものをいう。
- (2) 道路管理区域図 確認した道路管理区域の境界を表した書面で、関係土地所有者が記名押印したものをいう。
- (3) 寄付図 土地所有者からの寄付申請に基づき受領した道路敷地の図面で、原則的に現況図・点の記・求積図（丈量図）・公図写して構成されている図面をいう。
- (4) 道路敷地の無償供与図 登記上の権利の変動が何もなく、道路敷地の無償使用として求積されている図面をいう。
- (5) 道路用地買収図 区の事業により道路用地として買収した土地の図面をいう。
- (6) 道路用地交換図 道路用地として交換するため面積を求めた土地の図面をいう。

- (7) 道路敷地の無償貸付図 財務省との無償貸付契約に基づき、道路として供用している加賀地区の土地の図面をいう。
- (8) 三園一丁目土地区画整理事業換地確定図 板橋区が施行した三園一丁目土地区画整理事業において作成した図面で、土地の面積、幅員、廻り間、角度、測量成果が記載されているものをいう。
- (9) 土地区画整理図・耕地整理図の上地図 土地区画整理事業の施行された地区の公用換地された道路、水路等のみの幅員、延長、面積等が記載されている図面をいう。
- (10) 都市再生地籍調査（官民境界等先行調査）の成果に伴う道路管理区域図 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づき、土地の明確化を図る目的で実施した調査において、官民境界を先行的に調査した土地境界図で、関係土地所有者との立会いにより合意を得た図面をいう。
- (11) 街区調査図・先行筆界点番号図・各座標調書 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づき、官民・官官境界を一筆地調査に先行して調査を行い、官民境界等先行調査の成果として作成された図面で、関係土地所有者の境界確認が得られた図面をいう。
- (12) 地籍図、一筆地座標面積計算書 国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に基づき、一筆毎にその所有者、地番、地目、境界及び面積の調査を行い、一筆地調査の成果として作成された図面で、関係土地所有者の境界確認が得られた図面をいう。
- (13) 道路台帳平面図（現況図） 道路の現況を測量し、作成した図面をいう。
- (14) 基準点 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条の規定に基づき、精度に応じて 2 級から 4 級に区分された、板橋区が管理する測量のための基準となる数値情報のある標識をいう。

（証明の対象となる資料）

第 3 条 この要綱において証明の対象となる資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地境界図（土地境界確認申請の受付日が平成 17 年 3 月 31 日以前の土地境界確認図を含む。）

- (2) 道路管理区域図
- (3) 寄付図
- (4) 道路敷地の無償供与図
- (5) 道路用地買収図
- (6) 道路用地交換図
- (7) 道路敷地の無償貸付図
- (8) 三園一丁目土地区画整理事業換地確定図
- (9) 土地区画整理図・耕地整理図の上地図
- (10) 都市再生地籍調査（官民境界等先行調査）に伴う道路管理区域図
- (11) 街区調査図・先行筆界点番号図・各座標調書
- (12) 地籍図
- (13) 一筆地座標面積計算書

2 前項第3号から第6号までに掲げる資料については、東京都板橋区文書管理規程
(平成28年板橋区訓令第24号) 第34条第2項の規定に基づき、長期保存期間を経過
しているときは、証明の対象としない。

(写しの交付の対象となる資料)

第4条 この要綱において、写しの交付の対象となる資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路台帳平面図(現況図)
- (2) 基準点の成果表及び点の記並びに網図
- (3) 前条第2項の規定により証明の対象としない資料

(証明等の方法)

第5条 第3条に規定する証明は、別記様式の申請書に基づき、原則として印影の無い
電子データから複写した図面に必要な事項を記載し交付する。

2 前条第1号及び第2号に規定する資料の写しの交付は、別記様式の申請書に基づき、
電子データから複写した図面等を交付する。

3 前条第3号に規定する資料の写しの交付は、別記様式の申請書に基づき、電子データから複写した図面に必要な事項を記載し交付する。

(手数料)

第6条 土地境界図等の証明及び道路台帳平面図等の写しの交付は有償とし、東京都板橋区手数料条例（平成12年板橋区条例第10号）の規定に基づき、申請者から手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第7条 手数料を減免することができるのは、東京都板橋区手数料条例第5条及び手数料の徴収事項の件数等の計算及び減免取扱いに関する規則（昭和53年板橋区規則第46号）第4条の定めるところによる。

(委任)

第8条 この要綱に定めのない事項については、別に土木部長が定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成18年5月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

(別記様式)

申 請 書

(あて先) 板橋区長

年 月 日

住 所 _____

会社名 (氏名) _____

T E L _____

次のとおり □ 土地境界図
□ その他
(
□ 道路台帳平面図等の写しの交付を申請します。) } の証明の交付を申請します。

	調査地 (住居表示)	公印	申請内容	図面番号	整理番号
1	板橋区 町 丁目	有 ・ 無	□ 証明 件		
	番 号		□ 写し 件		
2	板橋区 町 丁目	有 ・ 無	□ 証明 件		
	番 号		□ 写し 件		
3	板橋区 町 丁目	有 ・ 無	□ 証明 件		
	番 号		□ 写し 件		
4	板橋区 町 丁目	有 ・ 無	□ 証明 件		
	番 号		□ 写し 件		
5	板橋区 町 丁目	有 ・ 無	□ 証明 件		
	番 号		□ 写し 件		

*上記のとおり申請があつたので、土地境界図等の証明又は道路台帳平面図等の写しを交付する。

受 付	収 納

証 明	写 し
件	件
手数料 (@ 400円)	手数料 (@ 300円)

領収番号	
------	--

合計	
----	--